

2024 年 7 月 16 日 全 6 頁

iDeCo+で進める中小企業の私的年金改革

制度の周知徹底、事業主を多方面からサポートする体制の整備が必要

政策調査部 研究員 佐川 あぐり

[要約]

- 近年、企業年金の導入割合が中小企業で大きく低下傾向にあり、企業年金に未加入の多くが中小企業の従業員と考えられる。そこで、事務負担の大きさ等から企業年金の導入が難しいと考える事業主向けに、iDeCo（個人型確定拠出年金）に加入する従業員の資産形成を支援する制度として創設されたのが、iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）である。公的年金を補完する役割が企業年金を含む私的年金に求められる中、iDeCo+の普及推進は社会的な意義が大きい。本レポートでは、iDeCo+の普及について考察した。
- 2018 年 5 月の制度開始以降、iDeCo+の実績は着実に増加しているが、対象事業所全体に占める割合は 1%に満たない。企業型 DC（企業型確定拠出年金）では事業主が運営管理機関から全面的なサポートを受けられるのに対し、iDeCo+ではそうしたサポートを受けにくく、制度導入のハードルが引き上げられている点が要因の 1 つに考えられる。普及推進のためには、制度の周知徹底に加え、事業主の導入にかかる手続きを多方面からサポートする体制の整備が必要だ。就業規則の整備や細かい制度設計等につき、個別具体的に対応できるよう、専門家を配置した相談窓口の設置なども求められる。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会では、私的年金制度の次期改正に向けた議論が進められている。本レポートでは、私的年金改革における重要課題である iDeCo（個人型確定拠出年金、個人型 DC）制度の拡充につき、その具体策となる「中小事業主掛金納付制度（iDeCo+：イデコプラス）」の普及について考察する。

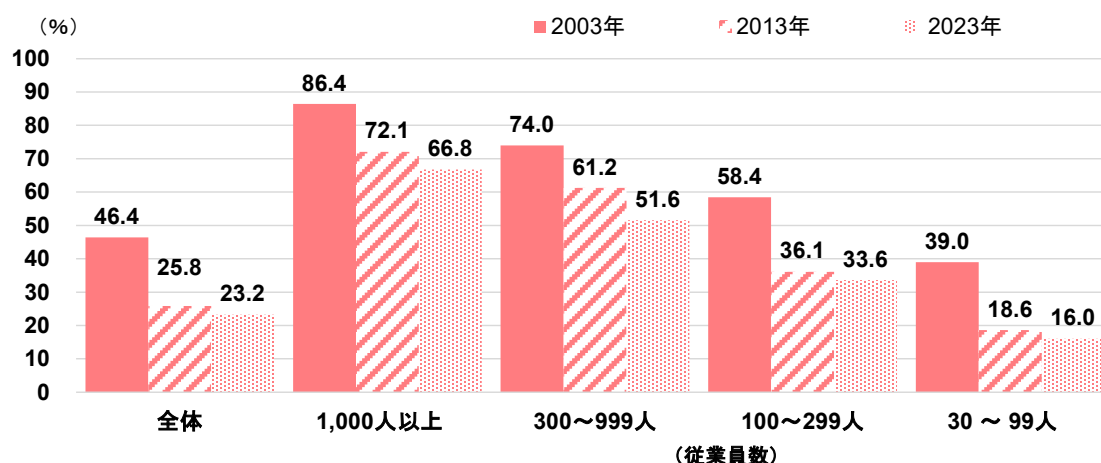
なぜ iDeCo+の普及推進が必要なのか

2024 年 3 月 28 日に公表された「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理」（中間整理）では、拠出限度額の見直しや受給開始年齢の引上げなど、iDeCo 制度の拡充について、これまで挙げられた意見などがまとめられた。中でも、注目したいのが iDeCo+のさらなる普及についてである。

iDeCo+は、企業型 DC（企業型確定拠出年金）、DB（確定給付企業年金）、厚生年金基金を実施していない従業員 300 人以下（2020 年 10 月から、それまでは従業員 100 人以下）の事業主を対象に、iDeCo に加入する従業員の掛金に、事業主が上乗せして掛金を拠出できる制度である。事務負担の大きさ等から企業年金の導入が難しいと考えていた事業主向けに、比較的少ない負担で実施できる DC 制度として、2016 年の DC 法改正で創設された（2018 年 5 月施行）。

従業員 300 人以下の企業を iDeCo+の対象としているのは、企業年金制度を導入する企業の割合が全体的に低下傾向にある中でも、特に従業員 300 人以下の企業でその傾向が顕著であることが背景にある（図表 1）。企業年金制度の導入割合を従業員規模別に見ると、従業員 1,000 人以上の企業では 2003 年の 86.4%から 2023 年の 66.8%まで約 20%ポイント減少している。一方で、100～299 人の企業では同期間で約 25%ポイント、30～99 人の企業では 23%ポイントと減少幅が大きい。

図表 1 企業年金の導入割合



（注）2003 年は調査対象を「本社の常用労働者 30 人以上の民営企業」としていたが、2013 年、2023 年は「常用労働者 30 人以上の民営企業」に範囲が拡大されており、時系列の比較には注意が必要である。

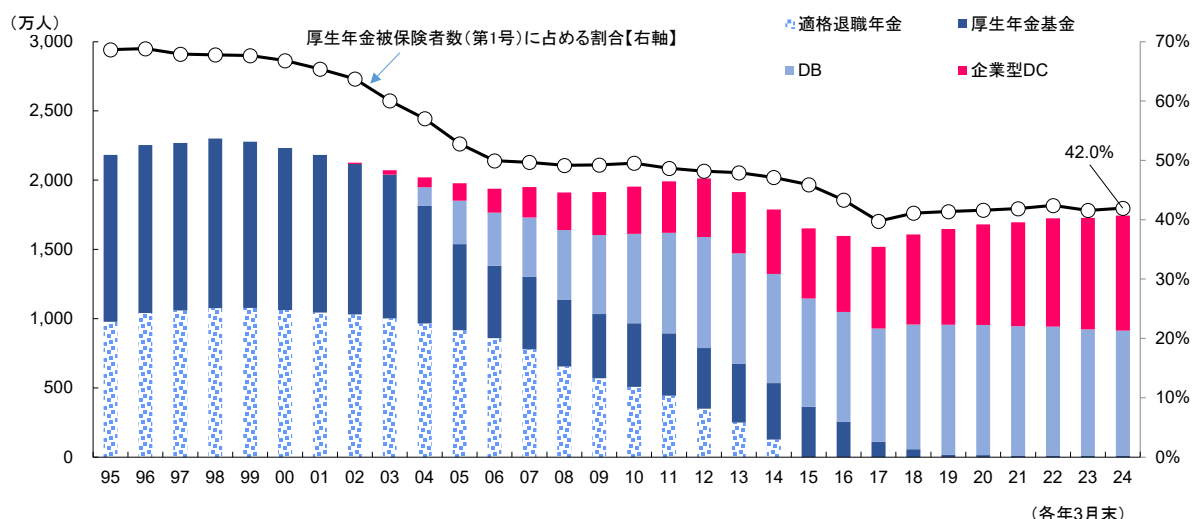
（出所）厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに大和総研作成

この要因としては、中小企業を中心に普及していた適格退職年金や厚生年金基金の制度廃止が挙げられる。企業年金制度は、1960 年代に創設された適格退職年金、厚生年金基金の 2 制度から始まり、1970～80 年代に多くの企業に普及していた。だが、1990 年代以降は、バブル崩壊後の運用環境の悪化に伴う企業年金財政の逼迫や退職給付に係る新会計基準の導入、少子高齢化の進行や雇用の流動化などの社会構造の変化への対応といった様々な問題が浮上し、新しい制度創設の議論が高まっていった。

そこで、2000 年以降に DB、企業型 DC の 2 制度が新設され、それに伴い、適格退職年金は 2012 年 3 月末での制度廃止が決定した。厚生年金基金についてはその後も存続していたが、制度は縮小し続け、2014 年 4 月の改正法の施行により、事実上廃止となった。その後、大企業、中堅企業を中心に DB や企業型 DC への移行が進んだものの、多くの中小企業では制度導入のコスト負担が大きく、企業年金を廃止し退職一時金のみとする動きが見られた。

こうした制度の変遷を経て、企業年金の加入者数の推移を見ると、2000 年代後半以降は DB、企業型 DC の加入者数が増えている。しかし、全体的な推移は過去 30 年間で緩やかな減少傾向にあり、厚生年金被保険者数（第 1 号）に占める割合は、90 年代後半の約 7 割から、足元の 4 割程度まで低下している。中小企業による企業年金の廃止が、加入者数の減少、また、加入率の低下に大きく影響を与えているといえよう。

図表 2 企業年金の加入者数



（注）制度の重複加入は考慮していないため、実際の加入者数はこれより少ないと考えられる。

（出所）厚生労働省、企業年金連合会、信託協会、生命保険協会、全国共済農業協同組合連合会、運営管理機関連絡協議会等より大和総研作成

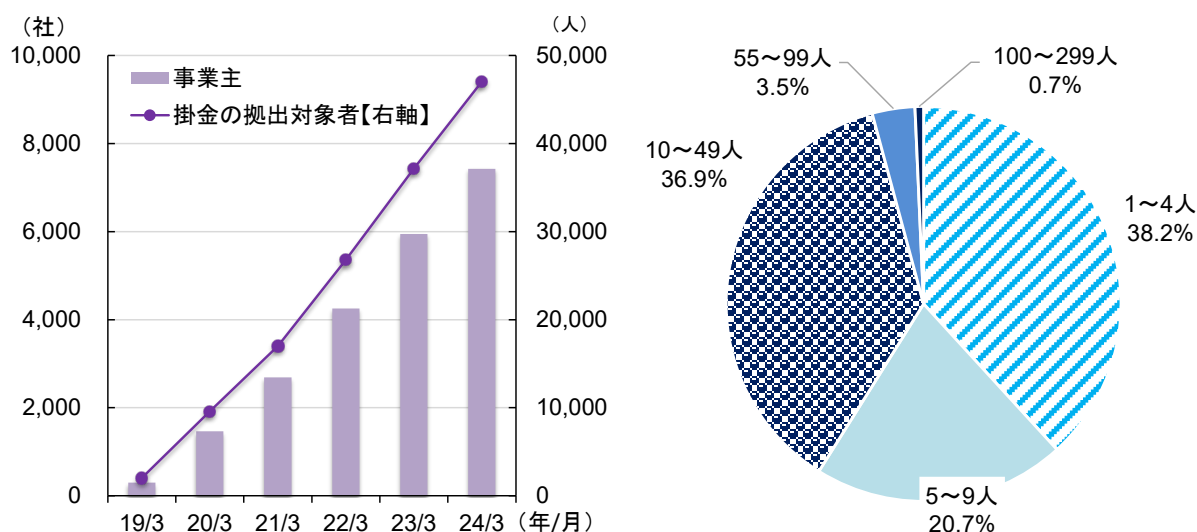
この点、iDeCo+ は、事務負担の大きさ等から企業年金の導入が難しいと考えていた事業主向けに創設された制度である。やむを得ず企業年金を廃止してきた事業主にとって、従業員の資産形成を支援できる iDeCo+ の利用ニーズは潜在的に高いと思われる。また、人手不足が深刻な中小企業では、福利厚生の充実を通じて、従業員の定着や人材確保を図る効果も期待できる。人材を資本と捉え、能力や意欲を最大限に引き出すことで企業価値向上を目指す人的資本経営の観点からも、iDeCo+ の導入推進は重要な施策となろう。

公的年金を補完する役割が企業年金を含む私的年金に求められる中、企業がそれを充実させる取り組みは、社会的な意義が大きい。以下では、iDeCo+ の導入実績やこれまでの検討状況をふまえ、今後の普及推進に向けて必要な対策について考察した。

iDeCo+ の導入実績、対象事業主の範囲等の見直しについて

前記したように、iDeCo+ は 2018 年 5 月から制度がスタートした。iDeCo+ の実施事業所数は 2024 年 3 月末で 7,424 社、加入者数は 4.7 万人と、制度スタート以降着実に増加している。また、iDeCo+ の実施事業所を厚生年金被保険者数別に見ると、1～4 人の事業所が 38.2%、次いで 10～49 人が 36.9% と多く、全体としては 100 人未満の事業所が 99% 以上を占めている（図表 3）。iDeCo+ は、特に従業員数の少ない企業に導入しやすい制度であるということだろう。

図表3 iDeCo+実施事業主数と拠出対象者数（左）、事業主の厚生年金被保険者数別割合（右）



(注) 右の円グラフは2022年3月末。

(出所) 国民基金年金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況」、第27回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「資料1 視点2. 私的年金制度の普及・促進」（2023年9月25日）より大和総研作成

2020年に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」では、附則の検討規定において、iDeCo+の対象事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

この点、中間整理によると、「従業員300人以下」という要件については、「（前略）、従業員300人を超えるとiDeCo+が実施できなくなるため、人数制限を外すことができないか」という意見がある。一方で、「現行要件の対象事業所だけでも総事業所数の99.4%がカバーされていることを踏まえれば、対象範囲の拡大は慎重に検討すべき」¹という意見も挙げられている。iDeCo+の実施事業所のほとんどが厚生年金被保険者数100人未満の事業所である点を踏まえれば、従業員規模の300人超への拡大は慎重に検討していくべきという意見は妥当と考えられる。

また、「企業年金を実施していない」という要件については、第27回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の議事録において、総合型DBを実施している中小企業についてはiDeCo+を活用してもよいのではないか、という意見が出ている。また、内閣府が設置している「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」には、令和5年度の規制改革事項として、確定給付企業年金を実施している企業もiDeCo+が実施できるように見直してほしいとの要望が提出されている²。

総合型DBとは、関連グループ企業など複数の事業所が共同で設立するDBである。単独で設立するのに比べて手続き等にかかるコスト負担が軽減できるため、2014年4月以降、厚生年金基金が（事実上）廃止されたことに伴い、その受け皿として実施した企業が少なくない。当時、

¹ 厚生年金保険適用事業所数全体（2,641,823か所）に占める被保険者数300人未満の適用事業所数（2,625,682か所）の割合が99.4%であった（2022年9月1日時点）。出所：第27回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「資料1 視点2. 私的年金制度の普及・促進」（2023年9月25日）

² 内閣府行政改革推進本部「規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策」（令和5年度）

iDeCo+はまだ創設されていなかったから、その時点でそれら企業が実施できる企業年金制度として、実質的に総合型 DB 以外に選択肢がなかったとすれば、その後 iDeCo+を実施したいニーズがあってもおかしくはないだろう。DB と企業型 DC の併用は可能であり、DB と iDeCo+の併用を認めることは検討の余地があると考えられる。

事業主に対する導入手続きサポート体制の充実

もともと、厚生年金被保険者数が 300 人未満の適用事業所に占める iDeCo+実施事業所数の割合は 1%に満たず、iDeCo+の利用は極めて限定的である。その要因としては、まずは制度の周知不足が考えられるが、加えて、企業型 DC では実施事業主が運営管理機関からの全面的なサポートを受けられるのに対し、iDeCo+ではそうしたサポートを受けにくい³ために、制度導入のハードルが引き上げられている点も指摘できる。

iDeCo+は、企業型 DC と比較すれば、導入手続きにかかる事務負担は小さく、規約作成の必要もない。また、企業型 DC の実施事業主には、従業員である加入者に対し投資教育を実施することが法令上責務として定められているが、iDeCo+の実施事業主には法令上の定めはない。その上、事業主掛金以外のコストが低く抑えられるため、中小企業にとって iDeCo+の導入はメリットが大きいと考えられる。

しかし、導入を検討するにあたり就業規則の整備や見直しが必要な場合や、届出書類の不備等への対応、労使協議や従業員への制度説明会の運営など、事業主だけで導入の手続きを進めることが難しいケースが想定される。今後の普及推進に向けて必要な対策としては、制度の周知徹底を図ることに加え、事業主に対し導入にかかる手続きを多方面からサポートする体制を整えていく必要がある。

周知徹底という点では、国民年金基金連合会は、2024 年に iDeCo+の対象事業主向けにオンラインセミナーを開催するなど、力を入れている。iDeCo 公式サイトに掲載されているセミナー動画⁴を見ると、iDeCo+の基礎知識や導入のメリット、手続きのポイントが丁寧に解説されている。例えば、不備がないようにするための届出書類の作成ポイントや導入事業主の事例紹介、就業規則の整備や細かい制度設計については社会保険労務士や DC プランナーといった専門家へ相談することのアドバイスなどは、導入手続きを進める上で事業主の悩みに応える情報となる。

また、iDeCo+の導入事業主向けサポートを展開する金融機関による動画では、これまでの実績や具体的なサポート内容が紹介されている。従業員への制度説明会の運営や、従業員の iDeCo 口座開設の書類手続きについては、実績のある金融機関によるサポートを利用することも、事業主が円滑に導入を進める上での選択肢となる。

³ 中間整理には、「iDeCo+は、運営管理機関の手数料収入が企業型 DC と比べて小さく、運営管理機関による iDeCo+の積極的な導入促進が行われにくいため、普及推進のためには中立的な立場で相談できる場を用意することが重要であるとの意見があった。」とされている。

⁴ iDeCo 公式サイト「オンラインセミナー」<https://www.ideco-koushiki.jp/online-seminar/index.html>

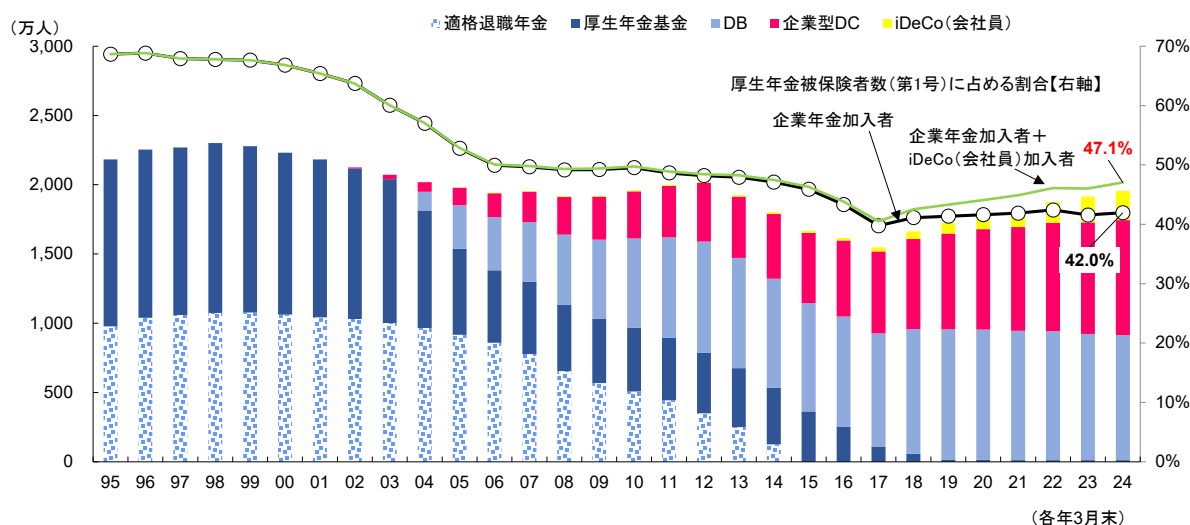
一方で、企業の形態は多様であることから、個別での具体的なアドバイスやサポートに対するニーズもあるだろう。国民年金基金連合会では、iDeCo+に関する事業主の相談窓口となるコールセンターを設置しているが、就業規則の整備など、一部対応できない内容もある。社会保険労務士やDCプランナーなどの専門家を相談窓口に配置するなど、事業主の多様な相談にきめ細やかに対応できる体制の整備も必要である。

企業年金加入率の向上、高齢期の貧困防止、政府は積極的な取り組みを

これまで企業年金制度の再編に焦点が当てられてきた私的年金改革は、近年、個人が「企業年金+iDeCo」で備えるスタイルの確立へと、改革の軸足が移ってきた。今後の改革の方向性は「iDeCo 拡充」であり、より多くの人々へ iDeCo の利用を促すことが重点課題となる。中でも、特に注力すべきは、自助による老後の備えが必要と思われる、企業年金に加入していない会社員の iDeCo の利用促進であり、この点、それを後押しする施策として期待したいのが iDeCo+ の普及である。

iDeCo の加入者数は、2017 年 1 月に加入対象者が拡大して以降急増し、2024 年 5 月末で 334 万人となった。そのうち、会社員の加入者は 6 割以上を占めている。図表 2 に示す企業年金加入者の推移を、会社員の iDeCo 加入者を含めて見れば、2017 年 3 月末をボトムに緩やかな増加傾向となっている（図表 4）。厚生年金被保険者数に占める割合も上昇に転じており、iDeCo の普及が企業年金加入率の改善につながる期待は高い。個人が iDeCo を活用して自助で老後に備えることは、高齢期の貧困防止につながる取り組みであり、政府にとっても大きなメリットである。それを後押しする iDeCo+ を推進するためには、制度の周知徹底や事業主へのサポート体制の強化など、政府の積極的な関与が欠かせない。

図表 4 企業年金+iDeCo（会社員）の加入者数の推移



（出所）厚生労働省、企業年金連合会、信託協会、生命保険協会、全国共済農業協同組合連合会、運営管理機関連絡協議会等より大和総研作成